

重要事項説明書

1. 研修室・会議室・控室

研修室

(2 分割使用可能)

定員 102 名、床面積 237 平方メートル、長机 34 脚・椅子 102 脚（各備付）、放送設備一式、マイク 2 個付

会議室

(2 分割使用可能)

定員 48 名、床面積 106 平方メートル、長机 16 脚・椅子 48 脚（各備付）

控室

各定員 24 名（本館）第一控室 床面積 55 平方メートル 第二控室 床面積 56 平方メートル

2. 使用料・キャンセルについて

- (1) 使用料は、会館の発行する「使用料の納入について」によって当館指定の金融機関口座へお振込み下さい。
(小切手等は取扱いません。また、振込手数料についてはご負担願います。)
- (2) ご請求は **30 日前まで**にご郵送いたします。
- (3) 使用料は使用開始日の **10 日前まで**に納入してください。
- (4) 真にやむを得ず期日や会場などの変更または取消される場合は、速やかに連絡してください。
- (5) 変更または取消をされる場合は「**催事変更・取消申請書**」を提出してください。
- (6) 既納の使用料は、**原則として、お返しできません**。
- (7) 使用時間の延長、備品等の追加の場合は、利用終了後請求書を送付致しますので、納入期限までに お支払いください。

3. 使用許可・取消と制限について

- (1) 使用許可書は、使用料納入後交付します。
- (2) 次の各号の一に該当するときは、使用許可の制限・取消をすることがあります。

ア. 公安又は風俗を害するおそれがあるとき

- ・ 犯罪行為又は犯罪等をとらえ、あおり、そそのかす等の行為を伴う利用を行う場合。
- ・ 集団的又は常習的に暴力行為を行う恐れがある組織の利益になると認められた場合。
- ・ わいせつ行為その他善良な風俗又は青少年の健全育成に有害であると認められる利用を行う場合。
- ・ 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき等。

イ. 主催者が条例又は条例に基づく規則に違反したとき

- ・ 当会館の設置目的以外の目的である場合
- ・ 故意に使用目的を偽っていると認められるとき。
- ・ 利用料金の未払い等。

ウ. 使用条件に違反したとき

- ・申請者自身が施設を使用する必要がないにもかかわらず、使用承認の申請をしている場合。
- ・事前の申請内容と異なった使用を行った場合等。

エ. 管理上その他支障があるとき

- ・建物の壁面、窓ガラス、床面、天井、備品物品等を傷つける行為を伴う場合。
- ・建物改修工事等のため一般の使用に供することが工事等の支障になると認められる場合。
- ・火の使用を認められている場所以外の場所において、火の使用を伴う場合。
- ・音・臭い・振動等により他の使用者等に耐えがたい苦痛をもたらすような使用を行う場合。
- ・伝染性の病気にかかっていると認められる者等。

オ. 引き続き30日を超えて使用するとき

- ・特別の必要があり、かつ管理上支障がないと認められる場合において、広島市長の承認を得たときは、使用許可をします。

(3) 利用にあたっての注意事項

火器の使用は禁止です。

館内は禁煙です。喫煙コーナー（屋外）をお願いします。

電気の使用制限は2kw以下です。

ロビー・共有部分での飲食・携帯電話の使用は禁止です。

研修室・会議室での食事は原則禁止です。

ご利用日前後の荷物の発送・お預かりは行っていません。

荷物のお預かりは行っていません。備付けのロッカーをご利用ください。

大量の物資や重量物の持ち込み・設置は出来ません。

可燃物や危険物・ペットなどの持ち込みは出来ません。

4. 使用者の安全管理、原状回復と損害賠償について

- (1) 施設の利用に当っては、関係法令並びに規則に従い、安全衛生管理・事故防止等に万全を期してください。
- (2) 使用期間中及び使用後は、**使用者が責任をもって掃除**を行い、**ゴミ等はお持ち帰り**ください。
- (3) 使用后、各施設の机・椅子・備品は定められた位置に戻してください。
- (4) 清掃後、使用者と会館職員(警備員)の両者立会いのうえで点検し、新たに設備、備品等に破損・汚れ・紛失等が発見されたときは、**原状回復又は弁償をしていただきます**。

5. 駐車場施設について

- (1) 駐車場台数に限りがありますので、できるだけ、公共交通機関をご利用ください。また、お車でお越しの際はできるだけ乗り合わせてお越しくください。
- (2) 本館前駐車場は、共同駐車場となっており、**4台まで**の制限となっています。
- (3) 附属駐車場(有料)145台(分割使用可能)ございます(展示館利用者優先)。
- (4) 交通整理は、**使用者側の責任のもとに人員を配置**してください。
- (5) 近隣周辺・他利用者の状況により、整理員の人数の指定・増員をお願いします、使用許可条件とする場合があります

ます。

(6) 満車の場合は、近隣の広島市西部埋立第五公園地下駐車場（440 台）をご利用ください。

6. 新型コロナウイルスに関する施設利用について

施設の利用に当たっては、当面の間、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」に準じた利用を要請しています。また、広島県の対処方針にあわせ、**全国的な移動を伴うイベント**又は**イベント参加者が 1,000 人を超える**ようなイベントの開催を予定する場合、イベント主催者には、**事前に県に開催要件などを相談するようにお願いします**となりました。

【相談先】 広島県健康福祉局健康福祉総務課 新型コロナウイルス感染症・総合支援チーム
電話直通 082-513-3029 県庁代表 082-228-2111 内線 3029 FAX082-511-6715
メールアドレス : fusoumu@pref.hiroshima.lg.jp

7. 暴力団排除条項について

契約終了後や許認可決定後に、暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることが判明した場合、又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められた場合に、契約の解除、許認可等の取消や補助金等の返還をさせることができる。

(チェック欄)

- 暴力団員又は暴力団員ではありません。
- 暴力団の利益になる施設利用ではありません。

上記を承諾の上、次の通り申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除の為、関係する官公庁へ照会する必要がある事に同意します。

以上をご確認・ご署名・捺印の上、お申込みください。

令和 年 月 日

住 所 _____

会 社 団 体 名 _____

申 請 者 名 _____ (印)

申請者様ご生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日 生